

平均労務費算出票の作成について

1 対象労働者

対象となる者は、公共工事設計労務単価に定められている51職種に係る作業に従事する者で、対象工事に従事する次の者（元請業者に雇用される者だけでなく全ての下請負人及び交通誘導を受託する者に雇用される者）です。

調査日の前月の賃金について記載してください。

- (1) 正社員・日雇労働者等労働の形態や日額・月額等の賃金支払い方法を問わず、賃金が支払われる者
- (2) 建設会社との雇用契約によらず請負契約（経費込み）による労働者等、賃金を経費込みで受け取っている労働者、いわゆる「一人親方」については、賃金と経費が分離できる場合は調査対象となります。

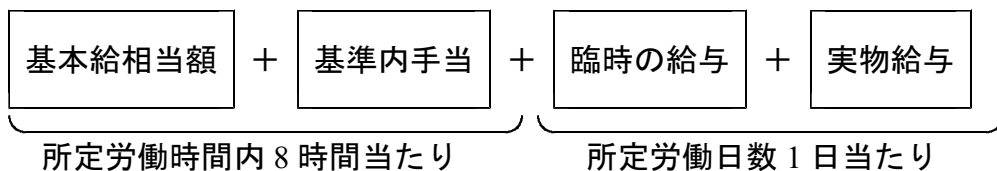
2 対象から除外される者

- (1) 見習い、アルバイト（ただし、補助的業務に相当程度従事した場合は「普通作業員」又は「軽作業員」となる）
- (2) 年金等受給に伴い、賃金を調整されている者
- (3) 事業主の親族で、賃金体系等が他の労働者と区別されている者
- (4) 労働者ではない者（会社役員、ボランティア等）
- (5) 対象工事に係る作業に従事しない者（一般事務員等）
- (6) 現場技術者（主任技術者等）

3 公共工事設計労務単価の構成

公共工事設計労務単価は、次の(1)～(4)で構成される。

- (1) 基本給相当額
- (2) 基準内手当（通勤手当、現場手当、技能手当、資格手当、役職手当等）
- (3) 臨時の手当（ボーナス等）
- (4) 実物給与（通勤用定期、食事代等）



4 対象とならない手当等

- (1) 時間外手当、休日手当、深夜割増手当等
- (2) 研修訓練手当
- (3) 法定福利費の事業主負担額

5 職種について

下記表の職種を記載してください

	職種名		職種名		職種名		職種名
01	特殊作業員	14	運転手（特殊）	27	普通船員	40	タイル工
02	普通作業員	15	運転手（一般）	28	潜水士	41	サッシ工
03	軽作業員	16	潜かん工	29	潜水連絡員	42	屋根ふき工
04	造園工	17	潜かん世話役	30	潜水送気員	43	内装工
05	法面工	18	さく岩工	31	山林砂防工	44	ガラス工
06	とび工	19	トンネル特殊工	32	軌道工	45	建具工
07	石工	20	トンネル作業員	33	型枠工	46	ダクト工
08	ブロック工	21	トンネル世話役	34	大工	47	保温工
09	電工	22	橋りょう特殊工	35	左官	48	建築ブロック工
10	鉄筋工	23	橋りょう塗装工	36	配管工	49	設備機械工
11	鉄骨工	24	橋りょう世話役	37	はつり工	50	交通誘導員A
12	塗装工	25	土木一般世話役	38	防水工	51	交通誘導員B
13	溶接工	26	高級船員	39	板金工		

注 よくある間違いについて

例1 型枠工事の請負会社であっても全員が型枠工には該当はしません。

型枠工の定義は、木工事について相当程度の技能を有して主体的業務を行う者であり、補助的業務を行う者は、普通作業員又は軽作業員としてください。

例2 複数の作業に従事した場合

- ① 大工10日 鉄筋15日 → 鉄筋工（従事した日数が長い）
- ② 大工0日 普通作業員25日 → 普通作業員
（本来大工だが、該当月はすべて普通作業員の作業に従事）
- ③ 大工1日 普通作業員24日 → 大工（技能職種優先）